

## 由利本荘市スポーツボランティア制度運営要綱

平成29年6月1日  
改正 令和4年4月1日

### (目的)

第1条 この要綱は、由利本荘市スポーツ振興計画に基づき、由利本荘市スポーツボランティア制度（以下「スポーツボランティア制度」という。）の運営に関し必要な事項を定めることにより、市民すべての世代においてスポーツに親しむことができる環境づくりを行い、スポーツの振興を推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「スポーツボランティア」とは、次に掲げる活動に無償で協力する者であって、由利本荘市（以下「市」という。）に登録されたものをいう。

(1) 市又は教育委員会（以下「教育委員会」という。）が主催し、又は後援するスポーツ・レクリエーションイベントの補助

(2) その他市又は教育委員会が必要と認めるスポーツ・レクリエーションイベントにおける活動

(スポーツボランティアとして登録できる者)

第3条 スポーツボランティア制度に登録できる者は、満15歳以上（中学生を除く）の者で、スポーツに関心があり、ささえるスポーツに積極的に協力することができる者とする。ただし、高校生以下は保護者の承諾を必要とする。

### (登録の申請)

第4条 前条の登録を受けようとする者は、由利本荘市スポーツボランティア登録様式(様式第1号)の提出により市に登録の申請を行うものとする。

### (登録)

第5条 市は、前条の申請があったときは、申請の内容を審査し、適格であると認めるときは、スポーツボランティアとして登録するとともに、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

### (登録事項の変更)

第6条 登録された者（以下「登録者」という。）は、登録された事項に変更が生じたときは、速やかに市に申し出るものとする。

### (登録の取り消し)

第7条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を抹消することができる。

(1) 登録者が由利本荘市スポーツボランティア登録辞退申請書（様式第2号）を、市に提出し、認められたとき。

(2) ボランティアの信用又は品位を害する恐れがある者、その他ボランティアとしての適格性を欠く者であると認められたとき。

(派遣依頼申請)

第8条 スポーツボランティアを活用しようとする者(以下「依頼者」という。)は、由利本荘市スポーツボランティア派遣申請書(様式第3号)の提出により、市に派遣の申請をするものとする。

2 派遣書の提出を受けた市は、依頼の内容を審査し、適当であると認められるときは、依頼者に登録者の情報を提供するものとする。

3 市は、営利を目的とするもの、特定の政党の利害に関するもの又は特定の宗教を支持するものに関しては、スポーツボランティアの派遣を行わないものとする。

(ボランティア依頼申請)

第9条 前条第2項の規定により、市から登録者の情報を提供された依頼者は、登録者に直接依頼するものとする。

(経費の負担)

第10条 保険料は、市で負担するものとする。交通費は、依頼者又は登録者個人の負担とする。

附 則(平成29年6月1日)

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。